# 日本コンクリート診断士会設立総会議事録

- 1. 日時:平成22年7月23日(火) 14:00-15:30
- 2. 場所: (社) 日本コンクリート工学協会 11 階会議室
- 3. 資料:
  - (1) 一般社団法人日本コンクリート診断士会設立総会式次第
  - (2) 一般社団法人日本コンクリート診断士会設立趣意書
  - (3) 第1号議案:一般社団法人日本コンクリート診断士会 定款 (案)
  - (4) 第2号議案:一般社団法人日本コンクリート診断士会 細則(案)
  - (5) 第3号議案:理事・監事・学術会員候補
  - (6) 第 4 号議案: 平成 22 年度事業計画
  - (7) 第5号議案:平成22年度収支計画
  - (8) 第6号議案:平成22年度設置部会と事務局所在
  - (9) 報告-1:各地区コンクリート診断士会活動報告
  - (10) 報告-2:法人会員入会申込リスト

# 4. 議事

- 4.1 開会の辞:設立準備事務局(以下,事務局)田澤氏により開会の宣言をした。
- 4.2 議長の選出:事務局から東工大 林教授を議長に推薦し、承認された。 (以下、議長を林教授に交代した。)
- 4.3 設立趣意書の説明:事務局 小野主査から資料(2)の説明をした。
- 4.4 第1号議案および第2号議案
- ①事務局 毎田氏から資料(3)および(4)の説明をした。
- ②次の討議がなされた。
  - ・第 29 条は分かりにくい(理事等の責任免除等について)ので、分かりやすく説明してほしい。また、細則に追加してほしい。
    - →法的に最小限の表現にしている。理事または監事の責任について定款はそのままにして、 細則に解りやすい表現で解釈を盛り込むように検討する。

上記について確認した結果を資料1に示す. 資料にあるように詳細は法律で規定されていることから、定款または細則で再度規定する必要はないと考えます. ただし、資料1を第29条の補足資料としておくとよいと考えます.

- ・第16条の議決権行使は、ネット投票できると考えるが、どうか。
- →第 15 条の間違いではないかの指摘があり、第 15 条ではネット投票できるようになっていると説明した。また、第 16 条について、この項も法的にネット投票できるかどうか確認し、問題なければ修正する。
- ③討議の結果、上記の内容について見直すことで第1号議案および第2号議案は承認された。

## 4.5 第3号議案

- ①事務局 毎田氏から資料(5)について説明し、「ながのコンクリート診断士会 日堂会長」、「高知県コンクリート診断士会 秋友会長」について、それぞれの診断士会総会で JCD 参加が議決されることを条件に理事候補とする旨の説明をした。
- ②学術会員については、設立時は議案のとおり3名として、今後「選任基準」について理事会で検討し、その後各地区の会から推薦されている方々について理事会で検討していきたいとの説明をした。
- ②上記の説明の結果、第3号議案は承認された。

# 4.6 第4号議案および第5号議案

- ①事務局 木村氏から資料(6) および(7) について説明した。なお,会員数は,7/13 現在設定した数である。
- ②次の討議(質問,コメント等)がなされた。
  - a. この収支計画で十分やっていけるのか?
    - →十分ではないが、今年はこれでできることをやっていくしかない。今後、会を円滑に運営 していくためには法人会員を増やす、会の目的に沿った講習会等を検討して収入増につい て図っていく必要がある。
    - →会の行事などの実施を複数の県をいくつかのブロックに分けてやっていくのか,地区の離れているところをどうしていくのかなどについて企画部会として検討していく。
- b. 地区の会の設立を進めるより、JCD 会員(JCD に直接入会)を増やしていく方が会費収入という面ではよいのではないか?
- c. 現在のような厳しい時代では、「入会のメリットを判りやすくして, 会費を払ってでも入会 したい」というように本会をもって行くべきでないか。
- d. 地区での活動がメインになる。地区診断士会の設立を支援していくことが必要ではないか? 北陸では、隣県が協力してセミナー等を開催している。県が基本単位であるが、複数県の集まりであるブロックごとという考え方もある。
  - →今後,地区の会のないところにどのように PR していくのかについては,まずはコンクリート工学誌への本会の PR などを考えている。
- e. 会の設立についてのコメント
- ・3条の事業内容から「地区の会の設立支援」を外した。診断士の技術力の向上・資質向上を大きな目的とした。
- ・活動の一環として地区の会を支援していく。
- ・法人会員をベースに収入を考えていかないとうまく運営できない。
- ・今後もこの方向で行くしかないと考えている。14 地区とラップしないよう配慮して法人会員 の募集を行った。入会申込み法人全 45 社のうち、関東+北海道で 40 社、その他の地区から の入会に対し、今後ご支援頂きたい。
- ③討議の結果、第6号議案は承認された。

## 4.7 第6号議案

- ①事務局 峰松氏から資料(8)について説明し、活動内容の記述で一部誤字修正を行った。
- ②JCD の広報について, コンクリート工学誌 12 月号に JCD の PR 記事を掲載予定で, 内容については部会で調整する予定であるとの報告がされた。
- ②上記の説明の結果、第6号議案は承認された。
- 4.8 会長挨拶および役員紹介
  - ①林新会長から次の内容の挨拶があった。
    - ・診断士制度の立ち上げからの経緯について
    - ・各地区の会が設立されるようになり、3年で JCD の設立となった。
    - ・今後、JCDがさらに発展するように全員で協力して前進させたい。
  - ②資料(5)をもとに新役員が紹介された。

# 4.9 その他報告等

- 1) 各地区診断士会の活動報告
- ①事務局 毎田氏から資料(9)について説明し、全国会員数の一部修正を行った。
- ②上記の説明の結果,本報告は承認された。
- 2) 法人会員申込状況
  - ①事務局 毎田氏から資料(10)について説明した。
  - ②関東+北海道の法人会員が 40 社/全 45 社であり、関東、北海道に集中している。他地区からの 法人会員の入会を望む旨発言した。
  - ③JCD の設立準備について TCD 役員が中心に支援してきた旨の報告があった。
  - ④上記の説明の結果、本報告は承認された。
- 3) その他
  - ①次の意見が出された。
    - ・本会の英語表記を決めておく必要があるのではないか?
      - →現在, JCD (Japan Concrete Diagnosis) を考えているが, よい表記があれば提案して ほしい。
    - ・会員名簿は公開するのか?
      - →基本的には公開しないが,会員間では公開予定である。ただし,会員に公開範囲を事前に 確認する。
      - →外部からの問い合わせに対しては、事務局で対応予定である。
      - →法人会員については、確認してから公開する。
    - ・会員募集において「広告費」として PR できればよいが、いかがか?
      - →HP 等で法人会員の PR ができるかどうかについて検討する。
    - ・TCD だと年度途中に入会すると年会費が割り引かれるが、JCD ではこの規定がない。
      - →定款上は、一定額としている。法人会員を含めて今後理事会等で検討していく。
  - ② 幹事会会員として、今後の事務局支援を担当する、東京コンクリート診断士会役員の紹介

をした。

- 4.10 閉会の辞
  - ①TCD の重松監事から閉会の挨拶があった。
- 4.11 総会終了後, 土木学会会長 阪田 憲次氏(前 JCI 会長)による下記テーマの特別講演が開催された。

「社会基盤整備について」

参考:出席者数正会員および学術会員65名賛助会員1名その他(報道他)4名

以上 文責:東京診断士会 木村

## 資料1 定款第30条(理事等の責任免除等の規定)の説明

■一般社団法人と理事・監事(役員等)は、民法の「委任」に関する規定に従う(一般法人法第64条)ため、役員等は一般社団法人に対して善管注意義務を負うことになります(民法644条)。その他、理事は一般社団法人に対して忠実義務を負います(一般法人法第83条)。

そのため、役員等が任務を怠って法令・定款違反行為や一般的な善管注意義務違反行為又は忠実 義務違反行為を行えば、役員等には、一般社団法人に対する債務不履行責任としての損害賠償責 任が発生します(一般法人法 111 条 1 項)。

この点、債務不履行責任は「任務を怠った」役員等の責任ですが、役員等の任務懈怠のうち、理事が利益相反取引を行って一般社団法人に損害が生じた場合には、

- ① 利益相反行為を行うための承認を求めた理事
- ② 当該利益相反取引を行うことを決定した理事
- ③ 理事会の承認の決議に賛成した理事
- 以上の理事は、いずれも任務を怠ったと推定されます(一般法人法111条3項)。
- ■これらの一般社団法人に対する役員等の損害賠償責任は、総社員の同意があれば、免除する事ができます(一般法人法 112条)。
- ■それ以外にも、一般社団法人に対する役員等の損害賠償責任は、次のとおり一部免除する事が 認められています。

役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議で役員等の損害賠償責任を※最低責任限度額まで一部免責することが出来る旨の定款規定を設ける事が出来る(一般法人法 114 条)。

※最低責任限度額とは、以下の額をいう。

- ① 代表理事の場合は6年分の報酬等
- ② 業務執行理事は4年分の報酬等
- ③ 外部理事・監事は2年分の報酬等

(当法人には業務執行理事は設置していない)

■ただし、このような一部免責は、理事が自己のために利益相反取引を行った場合の一般社団法人の損害については認められません(一般法人法 116 条)。

以上